

わがまち特例による固定資産税の特例措置について

地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」が導入されています。

下妻市では、固定資産税の課税標準額又は税額に係る特例割合を下記の「わがまち特例一覧」のとおり規定しています。
該当する資産を所有している方は、市税務課固定資産税係までお問い合わせください。

わがまち特例一覧(令和6年4月1日時点)

No.	対象資産	具体的な資産の例	取得時期の要件	適用期間	特例率 (課税標準額 又は税額に乗 じる割合)	地方税法 (関係条文)	市条例 (関係条文)
1	汚水又は廃液の処理施設 (償却資産)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、ろ過装置等	R6.4.1 ～ R8.3.31	期限なし	1/2	法附則第15 条第2項第1 号	付則第10条 の2第1項
2	下水道除害施設 (償却資産)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、ろ過装置、中和装置等	R6.4.1 ～ R8.3.31	期限なし	4/5	法附則第15 条第2項第5 号	付則第10条 の2第2項
3	都市再生特別措置法に基づ き認定事業者が取得する公 共施設及び都市利便向上施 設 (家屋、償却資産)	(公共施設)公園、広場等 (都市利便向上施設)緑化施設、通路	R5.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から5年度分	3/5	法附則第15 条第14項本 文	付則第10条 の2第3項
4	都市再生特別措置法に基づ き認定事業者が取得する公 共施設及び都市利便向上施 設(特定都市再生緊急整備 地域内のもの) (家屋、償却資産)	(公共施設)公園、広場等 (都市利便向上施設)緑化施設、通路	R5.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から5年度分	1/2	法附則第15 条第14項た だし書き	付則第10条 の2第3項
5	津波対策に供する施設 (償却資産)	防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設	H28.4.1 ～ R10.3.31	課税の年度 から4年度分	1/2	法附則第15 条第21項	付則第10条 の2第4項
6	津波防災に係る指定避難施 設避難用部分 (家屋)	施設の屋上、階段等	H30.4.1 ～ R9.3.31	指定日の属 する年の翌 年の1月1日 を賦課期日と する年度から 5年度分	2/3	法附則第15 条第22項第1 号	付則第10条 の2第5項
7	津波防災に係る管理協定の 協定避難用部分 (家屋)	管理協定に定められた協定避難用部分 (既存施設)	H30.4.1 ～ R9.3.31	協定締結日 の属する年 の翌年の1月 1日を賦課期 日とする年度 から5年度分	1/2	法附則第15 条第22項第2 号	付則第10条 の2第6項
8	津波防災に係る管理協定の 協定避難用部分 (家屋)	管理協定に定められた協定避難用部分 (建設予定施設又は建設中の施設)	H30.4.1 ～ R9.3.31	課税の年度 から5年度分	1/2	法附則第15 条第22項第3 号	付則第10条 の2第7項
9	指定避難施設に附属する避 難用償却資産 (償却資産)	誘導灯、誘導標識等	指定日以 後の取得 物	課税の年度 から5年度分	2/3	法附則第15 条第23項第1 号	付則第10条 の2第8項
10	協定避難施設に附属する避 難用償却資産 (償却資産)	誘導灯、誘導標識等	締結日以 後の取得 物	課税の年度 から5年度分	1/2	法附則第15 条第23項第2 号	付則第10条 の2第9項

No.	対象資産	具体的な資産の例	取得時期の要件	適用期間	特例率 (課税標準額 又は税額に乗 じる割合)	地方税法 (関係条文)	市条例 (関係条文)
11	特定太陽光発電設備 (償却資産)	太陽光発電設備 (発電規模1,000キロワット未満の発電設備)	R6.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から3年度分	2/3	法附則第15 条第25項第1 号イ	付則第10条 の2第10項
12	特定風力発電設備 (償却資産)	風力発電設備 (発電規模20キロワット以上の発電設備)	R6.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から3年度分	2/3	法附則第15 条第25項第1 号ロ	付則第10条 の2第11項
13	特定地熱発電設備 (償却資産)	地熱発電設備 (発電規模1,000キロワット未満の発電設備)	R6.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から3年度分	2/3	法附則第15 条第25項第1 号ハ	付則第10条 の2第12項
14	特定バイオマス発電設備 (償却資産)	バイオマス発電設備 (発電規模10,000キロワット以上20,000キロワット未 満の発電設備)	R6.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から3年度分	2/3	法附則第15 条第25項第1 号ニ	付則第10条 の2第13項
15	特定バイオマス発電設備 (木竹由来等) (償却資産)	バイオマス発電設備 (発電規模10,000キロワット以上20,000キロワット未 満の発電設備)	R6.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から3年度分	6/7	法附則第15 条第25項第2 号	付則第10条 の2第14項
16	特定太陽光発電設備 (償却資産)	太陽光発電設備 (発電規模1,000キロワット以上の発電設備)	R6.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から3年度分	3/4	法附則第15 条第25項第3 号イ	付則第10条 の2第15項
17	特定風力発電設備 (償却資産)	風力発電設備 (発電規模20キロワット未満の発電設備)	R6.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から3年度分	3/4	法附則第15 条第25項第3 号ロ	付則第10条 の2第16項
18	特定水力発電設備 (償却資産)	水力発電設備 (発電規模5,000キロワット以上の発電設備)	R6.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から3年度分	3/4	法附則第15 条第25項第3 号ハ	付則第10条 の2第17項
19	特定水力発電設備 (償却資産)	水力発電設備 (発電規模5,000キロワット未満の発電設備)	R6.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から3年度分	1/2	法附則第15 条第25項第4 号イ	付則第10条 の2第18項
20	特定地熱発電設備 (償却資産)	地熱発電設備 (発電規模1,000キロワット以上の発電設備)	R6.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から3年度分	1/2	法附則第15 条第25項第4 号ロ	付則第10条 の2第19項
21	特定バイオマス発電設備 (償却資産)	バイオマス発電設備 (発電規模10,000キロワット未満の発電設備)	R6.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から3年度分	1/2	法附則第15 条第25項第4 号ハ	付則第10条 の2第20項

No.	対象資産	具体的な資産の例	取得時期の要件	適用期間	特例率 (課税標準額 又は税額に乗 じる割合)	地方税法 (関係条文)	市条例 (関係条文)
22	浸水防止用施設 (償却資産)	防水扉、防水板、排水ポンプ、換気口浸水防止機	H29.4.1 ～ R8.3.31	課税の年度 から5年度分	2/3	法附則第15 条第28項	付則第10条 の2第21項
23	都市緑地法の認定計画に係 る市民緑地 (土地)	緑地保全・緑化推進法人が設置した一定の市民緑 地の用に供する土地	都市緑地 法等一部 改正施行 日 ～ R7.3.31	設置日の属 する年の翌 年の1月1日 を賦課期日と する年度から 3年度分	2/3	法附則第15 条第32項	付則第10条 の2第22項
24	浸水被害軽減地区内の土地	水防法に指定された浸水被害軽減地区内にある土 地	R2.4.1 ～ R8.3.31	指定日の属 する年の翌 年の1月1日 を賦課期日と する年度から 3年度分	2/3	法附則第15 条第37項	付則第10条 の2第23項
25	滞在快適性等向上施設等 (土地、家屋、償却資産)	都市再生特別措置法による一体型滞在快適性等 向上事業により整備された滞在快適性等向上施設 等	R6.4.1 ～ R8.3.31	施設工事完 了日の属す る年の翌年 の1月1日を 賦課期日と する年度から 5年度分	1/2	法附則第15 条第38項	付則第10条 の2第24項
26	雨水貯留浸透施設 (償却資産)	特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規 定する認定計画に基づき設置した一定の雨水貯留 浸透施設	特定都市河 川浸水被害 対策法等一 部改正施行 日 ～ R9.3.31	期限なし	1/3	法附則第15 条第41項	付則第10条 の2第25項
27	貯留機能保全区域内の土地	特定都市河川浸水被害対策法に指定された貯留 機能保全区域内にある土地	R4.4.1 ～ R7.3.31	指定日の属 する年の翌 年の1月1日 を賦課期日と する年度から 3年度分	3/4	法附則第15 条第42項	付則第10条 の2第26項
28	サービス付き高齢者向け賃 貸住宅 (家屋)	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定す るサービス付き高齢者向け住宅である一定の賃貸 住宅	H27.4.1 ～ R7.3.31	課税の年度 から5年度分	2/3	法附則第15 条の8第2項	付則第10条 の2第27項
29	大規模修繕等が行われた特 定マンション (家屋)	新築後20年以上経過し、一定の大規模修繕等を行 った特定マンション	R5.4.1 ～ R7.3.31	工事完了日 の属する年 の翌年の1月 1日を賦課期 日とする年度 分	1/3	法附則第15 条の9の3第1 項	付則第10条 の2第28項
30	家庭的保育事業 (家屋、償却資産)	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却 資産	認可後 ～	期限なし	1/2	法第349条の 3第27項	第61条の2第 1項
31	居宅訪問型保育事業 (家屋、償却資産)	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び 償却資産	認可後 ～	期限なし	1/2	法第349条の 3第28項	第61条の2第 2項
32	事業所内保育事業 (家屋、償却資産)	事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償 却資産	認可後 ～	期限なし	1/2	法第349条の 3第29項	第61条の2第 3項